

総務文教委員会

主な審査内容

- 大竹市放課後児童健全育成事業の設備と運営に関する基準を定める条例の制定について
- 大竹市放課後児童クラブ条例の一部改正について

Q 放課後児童クラブの対象児童は、これまで小学校3年生までだったものが6年生までに拡充される。

支援が必要な児童の緊急度や順位の決め方について問う。

A 小学校1年生から3年生をすべて受け入れる方針は変わっていない。対象を6年生まで拡充することで高学年に待機児童が出てしまう。優先順位については、子ども・子育て支援事業計画策定会議において、様々な方の意見を聞き決定していきたい。

Q 現状では高学年の希望者全ての受け入れは難しいとのことである。6年生まで受け入れるのが基本だと思うが、何年後までに希望者を全員受け入れるこ

とが可能なのか問う。

A 今年度中に策定する子ども・子育て支援事業計画において、受け入れ体制に係る5年間の目標値を定めていくことになる。

- 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

解説
一般職の勤勉手当の引き上げに伴い、常勤の特別職、議員の期末手当の引き上げをするもの。

Q 今回の職員等の給与改正に伴う地方交付税措置はあるのか問う。

A 交付税等による国からの追加の財源措置はない。

Q 市長等特別職及び議員の期末手当の引き上げは見送るべきだと思うが見解を問う。

A 一般職及び特別職の給与は人事院勧告に準じる。議員において

は議員間で決定していただくものと考え。

- 平成26年度大竹市一般会計補正予算(第4号)

解説
歳入歳出にそれぞれ2億7,981万円を増額するもの。歳出の主なものは
・再編交付金を財源とした基金積み立て234,883万円
・議員期末手当 108万円
・特別職・一般職の給料等 約5,228万円など

Q 公共施設災害復旧事業債は、大雨災害の復旧事業の財源と理解している。災害復旧状況について問う。

A 現在の災害復旧の状況は、予算ベースで概ね50%対応済みである。

Q 生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業について説明を求める。

A 平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業等を実施する予定である。

●そのほかの議案5件

※採決の結果、賛成・反対の立場で討論がありました。がすべての議案が原案のとおり可決

本会議へ

【反対討論】

○「人事院勧告は公務員に対してであって議員や特別職に対してではない。3万人以下の都市でも大竹市の議員報酬は上位にある。市民に受け入れがたいものである」

○「会派や市民にも話を聞いて判断した。特別職は常勤であるので人事院勧告に従うべきで、議員は非常勤である。財源が市の負担であり議員は身を切るべきである」

【賛成討論】

○「議員個々の判断ではなく、地方創生を進めるためにその職責に見合った報酬を保証するべき。社会情勢に沿った、民間の給料の事情を考慮したものと考える」

○「市特別職報酬審議会に諮っていたとき、積極的に意見を求めるべきで議員の報酬・期末手当等総額を審議の遡上に上げていただきたい」

本会議での採決の結果

原案のとおり可決

生活環境委員会

主な審査内容

●大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の制定について

Q 大竹市地域包括支援センターには現在何人いるか、また、その体制で十分であるのかを問う。

A 今年度は8名体制である。主任介護支援専門員3名、社会福祉士3名、保健師1名、看護師1名となっている。平成24年は6名、25年度は7名、今年度1名増員して8名となっており、当面はこの体制でまかなっていききたい。



サントピア大竹 2階

●大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

Q 地域包括支援センターは4つの事業をしながら地域介護予防支援も行うということであるが、8人全員がケアプランを作成するのか問う。

A 8人全員がケアプランを作成するが、他の業務との兼ね合いの中で多少の振り分けは行っている。

Q 一人のケアマネージャーに過重な負担とならないような指導は、市としても関わって行っているのか問う。

A 状況により市に相談があれば、助言を行う。また、年に1度は事業所に指導に入り、ケアプラン作成に關しての助言を行っている。

●大竹市が設置する児童館の指定管理者の指定について

Q 阿多田児童館児童と市内の保育所、幼稚園、小学校との情報交換について問う。

A なかま保育所、立戸保育所と交流を実施し、小学校とも連絡をしっかりと行っている状況である。



●大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について

Q 昼夜の入所者の健康状況等を把握するための管理体制について問う。

A 医師は常駐しておらず、委嘱医師が週に一回巡回診察を行って

いる。夜間は看護師不在の時もあるが、必要に応じて隣接のゆうあいのホームからの応援が可能である。

●大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について

解説
大竹市総合福祉センター利用機会の拡大や、利用者負担の軽減を図る観点から利用料金の額を改正するもの。

Q 総合福祉センターを公民館と同じような使い方をしている方が多い。公民館は市内と市外に区別をしているが、総合福祉センターで区別しなかった理由を問う。

また、利用しやすくなるが、減収となるのではないかとと思われるが考えを問う。

A 団体利用の中に市民がおられる方が多い。公民館は市内と市外に区別をしているが、総合福祉センターで区別しなかった理由は、市民の利用は少ない状況であり、厳密に市内、市外を分けることは困難である。

また、減収にはなるが、今回の見直しで利用しやすくなる。しっかりと使っていただき、今後の状況を確認していきたいと考える。